

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第39号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年5月8日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ニッセイ・リース株式会社 代表取締役 細郷 和幸
東京都千代田区有楽町一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ本荘店
秋田県由利本荘市中梵天106番地 外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）ツルハドラッグ由利本荘店
（変更後）ツルハドラッグ本荘店

(4) 変更の年月日

令和5年3月20日

(5) 変更する理由

開店に伴い店舗名称が決定したため

2 届出年月日

令和5年4月28日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和5年5月8日から令和5年9月8日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由